

Title	宗教改革下の英国における平信徒の信仰と印刷テキスト：ウィリアム・ラステルとその時代
Sub Title	Lay piety and the printed word in reformation England: William Rastell's contribution
Author	原島, 貴子(Harashima, Takako)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2007
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.93, (2007. 12) ,p.205(18)- 222(1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00930001-0222

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宗教改革下の英国における 平信徒の信仰と印刷テキスト

ウィリアム・ラステルとその時代*

原島 貴子

英国では宗教改革の流れが本格化した近代初期、つまり 16 世紀初頭以来、従来の様々な宗教書が、国教会またはプロテスタントからの批判の対象となり、改竄・廃棄された。一般にその流れは、1536 年以降のヘンリー八世の「修道院の解散」(Dissolution of the Monasteries) に始まり、特にエドワード六世の治世に「迷信深い書物と偶像を禁止」する法令(1550 年)が發布されて、多くの宗教書・ミサ典礼書が失われたことが知られている。¹ 中世ヨーロッパで主に聖職者でない一般のキリスト教徒に親しまれた、「時祷書」或いは「小祈祷書」(the Book of Hours, Horae または Primer) と呼ばれる、日々の祈りのためのテキストもその一つであり、たとえ廃棄を免れても、多くが改竄の憂き目を見た。² そのような変化の流れは、純粹に神学的なテキストに留まらなかった。祈祷書の類は、宗教改革の変化の波に大きく翻弄された書物の代表であるが、このような宗教改革下のテキスト改変は、実は聖俗両方のジャンルに見られたのである。ただし、一方で改変を完全に、或いは最小限の修正のみで免れた書物は確かに現存している。それらはおそらく一つには、カトリックの信仰に留まった人々に使用された可能性がある。かたや、新しい国教会やプロテスタント側が、その教えを広めるために、ローマ教皇の権威と教えを排除する改変を施し、既存のソース・テキストを再活用していたことも考えられる。

言い換えれば、もともとはカトリックの言説であっても、新しい装いのものと、16世紀を通じて根強く使い回された素材が、聖俗両方のジャンルに存在していたということだ。

そうした、宗派の境界を跨ぐかのようなテキストの残存は、宗教改革以前・以後の「変化」よりも、広く中世後期から宗教改革期に至る、テキストを取り巻く環境の「連続性」またはテキストそのものの「多層性」を示唆するようにも思える。本稿は、ウィリアム・ラステル (William Rastell, 1508-65) という印刷業者の活動を軸に、そのような曖昧性を残すテキストの見直しを図る。彼は1532年、1533年という宗教改革前夜に、「小祈祷書」と『フェイビアン年代記』(*Fabyan's Chronicle*) という歴史書をそれぞれ出版していた。文学史上は無名に近いが、実はトマス・モアの甥であり、晩年(1557年)にはモアの英語の作品集を出版し、印刷史に輝かしい業績を残している。³ 一族・一家が宗教改革の荒波に分断される中でも、おじのモアを敬愛し続けたこの人物は、終生カトリックの信仰を貫いたと言われる。メアリ女王の統治下の英国では、政治的に重要な役割も果たした。

宗教改革期の「時祈祷書」或いは「小祈祷書」等の主だった改変の特徴を挙げてみれば、類似した傾向が同時代の「歴史書」の書き換えにも認められるのであるが、特にウィリアムが第二版を手がけた『フェイビアン年代記』は、君主による公式の宗教改革が始まる以前に成立し、その後も版を重ねたため、変化或いは変化の表層の下に在る連続性を確認するのに適した例であろう。作者は、ロバート・フェイビアン (Robert Fabyan, d. 1513) という富裕なロンドン市民で、市の行政を中心に世俗の出来事を綴ったものである。異なる印刷業者が出版した四つのヴァージョンが存在するが、英国国教会の成立した後の版に重要な変更がみられる。まずはこの変化に注目し、フェイビアンが執筆したであろう15世紀末(または16世紀初頭)から第四版出版迄の1550年代—つまり中世後期とも近代初期とも呼ばれる過渡期の時代—における英国における宗教改革の大きな流れを捉える。次に1534年迄の宗教改革前夜に焦点を絞り、年代記本文中の「(英

語の) 祈禱文の挿入」に注目しながら、多層性の問題に目を向ける。作者フェイビアン著述と印刷業者ラステルの編集手法を検証し、両者の実は複雑で繊細な信仰上の問題点を指摘する。以上の手順が明らかにするこの書物の特性により、英国の宗教改革の諸問題が浮き彫りになるであろう。

本題に入る前に、まずは研究史上の問題に目を向けたい。英国の宗教改革は、よくヘンリー八世主導に始まると言われる。しかしその評価には様々な問題があり、Marshall の最新の研究が示したのも、ヘンリー統治下の英国の宗教的アイデンティティが複雑曖昧であること、しかもその検証が十分でないということであった。⁴当初はローマ教会を擁護し、1530年代に変節を遂げたヘンリー自身、宗旨の一貫しない法令や教書を出し、周囲を困惑させることが少なくなかった。⁵ 端的な例を挙げれば、1530年の二つの国王布告(royal proclamation)であるが、一方はルター派に同調するテキストの出版禁止を命じた前年の布告を繰り返す、他方は社会を混乱させる要因だとして、ローマ教皇の大勅書(papal bull)の排除を命じ、政治的には相反する、或いは中庸を図るものであった。⁶

ただし、こうした恣意的な「上からの改革」(Reformation from Above)に対し、もともと中世後期のキリスト教社会が、教会や聖職者に対する批判を含め、教義・信仰上の多様性を内包していたとする見方もある。Mcgrath が比較的早くに指摘したように、中世後期の平信徒の信仰心の高まりは、あくまで伝統的な教義・社会システム内であって、変化や改革を促す新鮮な活力にも見えた。⁷ Haigh、Duffy、それに前述の Marshall 等による修正的議論は、君主主導の一連の宗教改革の流れを「唯一の宗教改革」(‘reforms’ではなく‘Reformation’)と捉えがちな従来の視点に疑問を提示し、⁸ 様々なテキストの読み直しを推奨するものである。用語の使用上の難しさもあるが、プロテスタントの側でも伝統的な要素を活用したのに対し、カトリック側においても後のプロテスタント的なつまり改革派的(‘re-forming’)な一要素は、ルターに始まる宗教改革以前にもあったのである。⁹

このような曖昧性を念頭におき、実際の印刷テキスト上に如何なる変化が生じたのかを概観する。例えば、「時禱書」等では、宗教改革以降、そ

これらの含む免償証 (indulgence または pardon) の部分に、削除の手の入った例が多く見受けられる。¹⁰ 免償証とは、罪を残したまま死んだ人間の魂が煉獄 (Purgatory) で責め苦を受ける期間の短縮を、ローマ教皇が約束する証書のようなものである。厳密に聖書に基づく教えとは言えないものの、民間信仰の要請とローマ教会の必要とがうまく合致して、全中世キリスト教社会に浸透していった。マリア崇拝を頂点とする、聖人の奇跡の信仰も、様々な効用を信者に約束するものとして広く容認されていた。しかし宗教改革期を通じてこれらに対する懐疑的態度が強まれば、宗教的思想信条を示す指標として、テキストからの排斥の対象となっていった。抽象的な教義の問題以前に、これらの語や概念は、信徒からの寄進や教会の土地財産をめぐる、既存の物質文化・経済体制と緊密な結びつきがあった為に、例えば「修道院の解散」を求める宗教改革推進派と既存の宗教的立場を守る側との間で攻防の焦点になったのである。¹¹

ローマ教皇の名の下に発行されていた免償証は、ルター派の運動の端緒であり、改革派の批判的になった。ただしその削除は時に不徹底で、免償証全体を線で消したようでも、完全に塗り潰された訳ではなく、そのほぼ全文が易々と読める事例が写本・印刷本ともに見られる。¹² また、免償証自体はそのままで、中に含まれる 'pope' の単語のみを塗り潰している事例もある。¹³ このように新しい教義や政治的要請から手が入ったといっても、曖昧な点を残したままのテキスト改変の実態に目を向ければ、その改竄者や読者を、単純にカトリック、プロテスタントと識別することは困難であろう。その程度の違いについて解釈は分かれるが、前述の事例は、読者の側が自らの選択のもとに差し障りのある語や表現をテキストから削除したものかもしれない。旧来のテキストの改竄あるいは保存の為の処置に対し、これらを参照しながら新たに制作された書物もある。1545 年の「欽定の小祈祷書」の出版がその例である。伝統的な形式や内容を踏襲しながらも、新しい国教会の方針に基づき英語で制作されお墨付きを得た。¹⁴ 中世の時祈祷書ではマリア崇拝を反映した祈りが比重を占めたが、¹⁵ この新しい祈祷書ではキリスト中心の祈祷に軌道変更されている。

これらの祈りの書の変更の傾向は、『フェイビアン年代記』にも確認できる。ヘンリーの宗教改革の方向性が定まる 1534 年以前の初版・第二版と、それ以後の第三版・第四版との間に重要な違いがもたらされた（本稿末尾の表 1）。¹⁶ Ellis が既にその概要を述べているが、¹⁷ 主たる違いはこれまでに挙げた、新教・旧教の立場を端的に表明する、指標的な語・表現をめぐる編集の取り扱いにあったと言える（表 1 の改①から改④の欄参照）。先述の時祷書の例のように、この印刷テキストにおいても、ローマ教皇及び免償・煉獄に係る部分が第一の標的となったことは明白である。まず、1535 年より宗教書での使用の禁止が指示された教皇の‘Pope’の肩書きは、この年代記でもほぼ全編を通じて‘Bishop of Rome’に改められた（改①）。煉獄に関して作者フェイビアンが見解を述べた部分も削除された（改②）。さらに 1545 年の小祈祷書の編纂方針にも似て、聖人崇拜的な要素、つまり彼らの奇跡の扱いも縮小されていた。特にヘンリー二世に逆らった聖人トマス・ベケットに関しては、記述が削除されたのみならず、その人物を貶める書きかえもなされた（改③）。¹⁸ そしておそらく最も明白なのは、表 1 の改④の欄に掲げた、祈祷文に関する変更点である。この年代記にはラテン語で「喜び」を意味する‘Gaude’に始まる七つの「聖マリアへの祈り」（ただし祈りの本文自体は英語）が各巻に含まれるという特徴が初版・第二版にあった。しかし第三版以降は、網掛けに表示した七つの祈り全てが取り除かれ、序におけるマリアへの呼びかけと祈りも、下線部分に示すように、キリスト中心の内容に変更された（改④）。

このように、国教会成立後の版には宗教改革に関連する重要な改変が見られた。ただし、宗教的アイデンティティの問題の一層の複雑さは、国の政策・体制の改革に伴うこれらの変更に加え、もとのテキストに内在していた、変化の胎動に眼を向けた時により深く理解されるであろう。次に年代記の初版と第二版の特徴を示し、1534 年の改革以前の平信徒の信仰心の問題を捉えたい。既に触れた作者フェイビアンは 1513 年に没したため、ヘンリーの宗教改革とはもちろん無縁であった。裕福な商人階級の出身であり、Ellis によれば、信仰心篤く、教区教会に数多くの寄進をし、自身の

死後の魂のために様々な祈りを捧げるよう周りに指示した遺書も残されている。¹⁹ こうした伝統的な信仰心は、年代記の叙述の内容にも、枠組み(構成)にも顕れているように見える。『フェイビアン年代記』は基本的にはロンドンの行政を中心に世俗の出来事を綴った歴史書であるが、修道会的な歴史編纂の手法に倣ったとも思われる要素がある。チェスターの修道士ラノルフ・ヒグデン (Ranulf Higden, c. 1280-1364) の編纂した『万国史』(Polychronicon) に代表されるように、聖アウグスティヌス以来、六ないし七の時代区分に従って、歴史を分割する方法「世界年代」が中世の歴史叙述の伝統にはあった。その伝統は、中世後期から近代に入り衰えるが、²⁰ フェイビアンが一つの書物を七巻に分けたのも、この「世界年代」伝統のおそらく継承であろう。この様に、ロンドンの歴史という世俗の歴史書にもこの聖史の枠組みが取り入れられたと見られるのだが、フェイビアンはさらに独自にそれを強める工夫もしていた。それが先に触れた、各巻に含まれる「聖マリアへの七つの賞賛の祈り」の選択である。これは、平信徒がおそらく日々の勤めとして親しんでいた祈りを、²¹ 神の歴史の時間枠に組み込むという、フェイビアン独特の興味深い試みに見える。

フェイビアンはこのように、中世後期或いは近代初期における平信徒の、伝統的な信仰心の高まりを示す好例に思われるのである。しかしこの一方で実は、「反修道会的な」要素もあり、聖職者の腐敗の批判等に遠慮がなかったためか、ジョン・ベイル (John Bale, 1495-1563) の書き残した所では、ウルジー枢機卿がこの年代記の初版を焚書にしたという。²² 真偽は不明だが、そうした一面が McLaren など現代の研究者に、客観的な史料編纂手法とともに、当時としては画期的と評価される要因である。フェイビアンはまた、自国語の使用に強い拘りがあったと思われ、ラテン語の韻文を訳す詩作等もしていた。年代記には、「聖マリアへの七つの祈り」を筆頭に、聖俗いずれもの詩・バラッドを英語に訳して収めている。この意味では、部分的にロラード派 (Lollard) 的な叙述の傾向が認められると言える。ロラード派とはウィクリフ派の別称であるが、聖書の英訳を早くから主張した一派である。つまり、フェイビアンの信仰の態度の特徴は、あく

まで敬虔な伝統的教義の枠内で、後のプロテスタントの態度を先取りするような傾向を複雑に帯びていたことにある。

この年代記の第二版を出版し、年代記の命を次世代につないだウィリアム・ラステルの仕事は、さらなる問題を喚起する。フェイビアンに似て、伝統を尊重する態度の中にもラディカルな面が見え隠れしているのだ。そもそも当時ウルジーの死後とはいえ、宗教的に先の見えない時節に、現実に焚書にあったのかもしれない年代記を敢えて再版する必要が何故あったのか。それには彼の信仰の心情と絡んでいた可能性もあろう。ピンソンの初版が未完であったことに係りがあったのかもれない。「七つに分かたれた年代記の各パート（巻）の終りに、聖母マリアに七つの祈りを捧げる」というフェイビアンの構想は、第一巻のエピログ部分（第一の祈りの直前）に明示されている。²³しかし実際にはピンソンの初版の、リチャード三世の治世で終わる七巻目は、それに該当するエピログを欠く。従って、実は初版の全七巻が含むのは第六番目の祈り迄であった。しかしこの不足を解消したのが、まさに次に印刷出版を手がけたウィリアム・ラステルの仕事であった。ピンソンの版をそのままではなく、七つ目の祈りを含む七巻目の続きを補完して年代記の第二版としたからである。祈りと世界年代の七つの調和が完成すれば、伝統的な聖史としての枠組みが一層強化されたと言えよう。ラステルが追加した部分はフェイビアンの遺稿であり、ラステルは単純にそれを足しただけという見方もあるが、²⁴その入手の経緯や初版のピンソンが全文を印刷しなかった事情等は、今までのところ不明のようである。

それらの序の祈りの全文と、それに続く七つの祈りの小見出しは、表1の改④の欄に挙げる通りである。七つの小見出しはラテン語であるが、これに続く祈りの本文自体は七つとも全て英語である。ここで英語、つまり「自国語で書かれた (vernacular)」祈りの出版の意義を問うならば、中世の時禱書や祈祷書は、一般的にはラテン語で制作されていた。英語の時禱書・祈祷文の類が公に認められるのは宗教改革が本格化してからのことと言える。英国では、基本的に聖書そのものと祈祷書の類の自国語化が、大

陸の、ヨーロッパ諸国より遅れたと言われている。祈りのテキストは、アングロ・ノルマン語や中英語でも中世期に確かに見られたのであるが、²⁵Rex の指摘では 14 世紀末からのロラード派への反動（‘the Lollard crisis’）が尾を引き、15 世紀には逆に宗教関連書（中でも聖書と Primer などの祈祷書）の自国語化の発展が鈍化したと言う。²⁶ そして 16 世紀初頭ではさらにルター派への抑圧が英語の祈りの書に対する風当たりを強めた。しかも、そうした動きはウィリアムのすぐ周囲に現実のものとして迫っていた。

An English *Hortulus animae* (a parallel layman's devotional book, very popular in Germany) is mentioned in a list of books of 1529, and in 1530 is found in a list of prohibited books. In the next year both the *Hortulus animae* and the Primer in English were proclaimed at Paul's Cross, and Richard Bayfield was charged with importing the Primer in English. In 1532 Sir Thomas More reported that he had heard of an English primer by George Joye.²⁷

敬愛するおじのモアも英語の祈祷書に対して懸念を抱いたとあっては、ウィリアム・ラステルも同種のテキストの扱いに対し敏感ならざるを得なかったと言えよう。

もちろん、英国でも自国語文学の流れは既に伝統として築かれて久しく、法律などを含む実用的文書の自国語化の必要はウィリアムの父ジョン・ラステルが標榜してやまぬものでもあったが、殊に祈祷文の英訳に関しては、英国固有の事情（ロラード派の活動を発端とするものへの一連の警戒の動きと、1534 年迄のヘンリー八世の出版規制の政策）を重視すべきであろう。英国国教会の樹立した 1534 年以降は、聖書や祈祷文の自国語化はむしろ公に推奨される流れに変化した。²⁸ また逆に、1530 年前後でも、写本の形態で流通していたテキストにあっては、自国語の祈りという要素もそう珍しいものではなかったかもしれない。²⁹ それでも猶、殊に 1530 年前後から 34 年迄の時期、英語の祈祷文・祈りの書を「印刷・出版すること」は、かなり疑わしい行為に映った可能性が否めない。1530 年代に至るま

では国王布告も印刷されていた訳だが、そのように印刷・出版の力に比較的早くから注目をしていた王室は、お膝元であるロンドンの出版業を緩やかながら着実に、規制していった。上記の引用で言う 1529 年の「禁書リスト」を含む布告の印刷を担当したのは、かつては『フェイビアン年代記』初版を印刷し、ウィリアムの父ラステルとは時に協働関係にあったと知られるリチャード・ピンソンその人である。³⁰

興味深いのは、ラステルには、実は選択の余地があったことである。祈りそのものを削除するか、または英語訳の代わりにラテン語の原文を印刷するかである。この時代には、印刷業者がテキストを自分の都合にあわせて改変するのも珍しい行為ではなかった。しかし、実際には彼がそうせずに、むしろ七つ目の祈りを加える補完をしたのはこれまでに見た通りである。ここに至り、『フェイビアン年代記』第二版の前年、1532 年に、ウィリアムが手がけた「小祈祷書」が注目される。³¹ 実はこの「小祈祷書」に「聖マリアの喜び」つまり‘Gaude’の七つの祈りが全てそっくり含まれているのである。ただしこの「小祈祷書」には、それらのラテン語のテキストのみが掲載されている（全文を転載した本稿末尾の付録参照）。付録の囲み部分（小祈祷書のヴァージョン）と表 1 の網掛け部分（年代記のヴァージョン）を比べれば、網掛けの小見出し（表 1）と四角に囲んだ七つそれぞれの祈りの書き出し部分（付録）が全てほぼ一致することが確認されよう。異なるのは、年代記のヴァージョンの方では、祈りの本文自体は（もしかするとフェイビアンによる）英訳であったことだ。従ってこの点のみからは、ウィリアムの小祈祷書は伝統的な系列に属するよう見えるかもしれないが、実は他の部分において、英語訳を含む割合が当時の印刷本の小祈祷書の中では比較的高く、ラディカルな傾向の強い「興味深い」事例との指摘がある。³²

以上により、フェイビアンの「聖母マリアへの七つの（英語の）祈り」は、伝統的なマリア信仰の盛り上がりの表出とも、逆に英語の祈りという革新的要素とも解釈可能なものである。尤も、既に確認したように、国教会成立後の版（第三版・第四版）では、序のマリアへの呼びかけと祈りと

ともに七つ全てが除かれてしまった。しかし、このように伝統的な信仰心をその枠組みに色濃く反映していた『フェイビアン年代記』が、宗教改革期を通じて版を重ねた事実は、この年代記が新しいプロテスタント的な風潮にふさわしい年代記に比較的容易に転向可能であったことを示唆する。また McLaren によれば、フェイビアンの原文を全て回復した 1533 年のウィリアムの第二版は、その翌年、つまり奇しくも国教会成立の年に「参事会員の議場に飾られることが合意された」そうである。³³ 信仰に篤いからこそ、聖職者批判を憚らなかつたフェイビアンやラステルの革新的で自由な気質は、それを許容し育む土壤が中世後期のキリスト教社会にあったからこそとも考えられるのだ。

このように、ある一定の語表現・叙述の削除や置き換えの操作により、もとはカトリック起源であった年代記が、宗教改革を経た次世代の読者にも読み継がれていた。留意すべきは、バランス感覚に優れた俗人に編まれた、ロンドン市の行政の記録という基本的な性格をその後の版も保ち、テキスト改変がこれを急進的なプロテスタント・ピューリタンの歴史として貫徹するまでには至らなかつた点である。1541 年からエリザベスの即位までの「現代史」が追加された第四版には、当然、カトリックの女王メアリの統治の叙述が含まれているが、その即位やスペイン王フェリペとの華やかな婚礼の儀式、一般の市民の祝福の描写は、このカトリックの女王に好意的とも読める。³⁴ 実際には初版よりも第三版を踏襲しているが、第四版の印刷者ジョン・キングストンは興味深いことに、自身の「印刷業者から読者へ」の呼びかけで、第三版が「初版から変更した部分を、原著者の意図に従うよう修正した」と述べ、初版との連続性を意識している。³⁵ それにしても、第三版以降の、教義的に問題を孕むと覚しき語表現・叙述は基本的に削除するという、一見消極的ともとれる編集姿勢が、この『フェイビアンの年代記』を、ジョン・ストウのような一級の歴史家を含む、宗教的に幅広い層の読者の利用に供される書物としたように思われる。³⁶

以上から、革新的な要素を多分に含むカトリックのテキストが、宗教改革の流れの中、著者の当初の意図から離れて、様々な形で受容されていっ

たことが理解されよう。『フェイビアン年代記』の場合、その継承は、まずウィリアムの手を経て、さらにプロテスタントの支持者か、或いは専ら君主の政策に同調した印刷人達による、テキスト改変を通じてなされた。聖書の教えのみに絶対の信を置くべきと学び育った世代の彼らにしても、祈禱書であれ歴史書であれ「新しいぶどう酒は新しい皮袋に」というマタイ伝の教え（9.17）と裏腹の操作で以って、古い皮袋も時によく活かしたのである。それと好対照と言えるのが、改革以前のフェイビアンや、改革後も一貫してカトリック陣営に留まったウィリアム・ラステルのような人物達のテキストに、初期の改革推進派或いは後のプロテスタントの支持者が称揚した要素（聖典や祈禱における自国語の使用の推奨、聖職者・修道院の腐敗に対する揺ぎない批判等）が含まれていたことである。それが公式化するのには、プロテスタントの改革派が力を得ていった宗教改革以降であろうが、実はそれ以前からも、中世後期の平信徒の信仰心の高まりを背景に、非公式に存在していたものだとと言える。

時代が進むにつれ、英国でもプロテスタントの教義が固まれば、宗教書関連において、新たに制作されたテキストに、カトリック側が領有しえない、独自性を打ち出す神学的要素が含まれていったことであろう。また歴史書においては、ジョン・ベイルのような熱狂的なプロテスタントの歴史家が、既存の『フェイビアン年代記』等を参照しながらも、独自の視点を強固に打ち出すにつれ、両宗派の宗教観・歴史観の乖離は進んでいったと考えられる。³⁷ ただし、このように宗教改革初期に存在した曖昧性は、16世紀を通じては宗旨の違う君主が国教を恣意的に変えるという特殊な状況に曝され、独自の宗教観を強いては打ち出さない、幅広い中間層の受動的或いは追従的姿勢の中に確かに保たれていたようにも映る。それは、エリザベス女王、ジェームズ一世の即位と続き、ようやくプロテスタント側の優勢が確定的になった後にも、各時代の宗教政策と出版テキストの問題の根底に生き続けた性格と言えないであろうか。この点を考慮に入れ、作者とともに印刷業者等の仲介者の宗教信条を踏まえた、改革期における各種のテキストの見直しが求められよう。

表 1 『フェイビアン年代記』の諸版の違い
(下線・網掛け等の強調は執筆者による)

	国教会成立以前の版 (1516年, 1533年)	国教会成立以後の版 (1542年, 1559年)
各版のタイトル等の情報	<p>① 1516年ピンソン版 (<u>原題: <i>The New Chronicles of England and France</i></u>) R・ピンソン印行 (STC 10659) 内容: 英国建国からヘンリー七世即位迄の記述</p>	<p>③ 1542年ボナム・レインズ版 (<u>原題: <i>The Chronicle of Fabyan</i></u>) W・ボナム印行 (STC 10661) J・レインズ印行 (STC 10662) 追加②: ヘンリー八世の治世途中迄の記述</p>
	<p>② 1533年ラステル版 (<u>原題: <i>Fabyan's Chronicle</i></u>) W・ラステル印行 (STC 10660) 追加①: ヘンリー八世の即位迄の記述 ⇒ 追加部分はフェイビアンの遺稿と言われる</p>	<p>④ 1559年キングストン・ブラッドショー版 (<u>原題: <i>The Chronicle of Fabyan</i></u>) J・キングストン印行 (STC 10663-64) H・ブラッドショー印行 (STC 10664.5) 追加③: エリザベス一世の即位迄の記述</p>
改①	・「教皇」の肩書き‘Pope’	⇒ ほぼ全編を通じ、‘Bishop of Rome’ (「ローマ司教または主教’) に置き換え
改②	・煉獄の描写 (一箇所) For this deede, sayth Guydo & other, <i>that</i> this Hugh, bisshop of Chester, had thus causyd <i>the</i> munkis of Couentry to lose their lande & house, <u>he toke therefore so great repentance, that vpon his deth bed, he axyd of God, that, for a due & conuenyent penaunce, he myght redeme that offence by the lyinge in the fyre of purgatory from the day of his deth vnto the generall day of dome.</u> (Ellis, p. 302)	⇒ 下線部分の削除 企図せずに、コヴェントリーの修道士達が土地や館を失うきっかけを作ってしまったチェスターの司教 Hugh が、おそらく死後に最後の審判の日まで煉獄の火に (<u>in the fyre of purgatory</u>) 身を横たえて、浄罪するであろう、という見解を示す部分

改 ③	<p>・聖人・奇跡の扱い 例) トマス・ベケット (Ellis, p. 273 他)</p>	<p>⇒「聖(人)」「saint」や「奇跡」‘miracle’の等の語を削除する他、ベケットの記述は多くが省かれた</p>
改 ④ 聖母マリアへの呼びかけと序の祈り	<p>・聖母マリアへの呼びかけと祈り [第1巻序文(プロローグ)中] (Ellis, pp. 6-7) 聖母マリアへの呼びかけと序の祈り： [...] Wherefore to the lorde that is Celestyall I wyll nowe crye, that of his Influence Of grace and mercy, he wyll a droppe let fall, And sharpe my wytte with suche experyence, That this may fynysshe with his Assystence, <u>with fauour of the virgyn, his Moder moste excellent,</u> <u>To whom I thus praye with mynde and hole entent</u> <i>Assit principio sancta maria meo.</i> Moste blyssed Lady comforte to suche as calle To the for helpe, in eche necessyte, And what thou aydest may in no wyse Apalle But to the best is formyd in ylke degre: Wherefore good Lady I praye it may please the, At my begynnyng my penne so to lede, That, by thyne ayde, this worke may haue good spede</p>	<p>↓ 以下の変更と削除 [第1巻序文(プロローグ)中] (STC 10661, p. 6) ⇒キリストへの呼びかけに変更(下線部分)： [...] Wherefore to the Lorde, that is celestyall I wyll now crye, that of his influence Of grace and mercy, he will a droppe lette fall, And sharpe my wytte with suche experyence, That this may fynysh, with his assistance, <u>To the glorye of his [Christ's] name, which in heauen is</u> <u>Where the angels incessantlye syng, gloria in excelsis;</u> ⇒呼びかけに続く序の祈り 「この序に際し聖マリア様がお力添え下さいますように」 (<i>Assit principio sancta Maria meo</i>) の削除</p>

<p>[第1巻終り] 「聖マリアへの七つの賞賛 (小見出し以外の本文は英語)」 第一の祈り (Ellis, p. 19) 小見出し: 'Gaude flore virginali. &c.'</p>
<p>[第2巻終り] 同 第二の祈り (Ellis, p. 33) 小見出し: 'Gaude sponsa cara dei, &c.'</p>
<p>[第3巻終り] 同 第三の祈り (Ellis, p. 40) 小見出し: 'Gaude splendens vas virtutum. & cetera'</p>
<p>[第4巻終り] 同 第四の祈り (Ellis, p. 54) 小見出し: 'Gaude nexu voluntatis. &c.'</p>
<p>[第5巻終り] 同 第五の祈り (Ellis, p. 127) 小見出し: 'Gaude mater miserorum, &c.'</p>
<p>[第6巻終り] 同 第六の祈り (Ellis, p. 238) 小見出し: 'Gaude virgo mater Christi, tu que sola, &c.'</p>
<p>[第7巻途中] 同 第七の祈り (Ellis, p. 681) ⇒追加のあったラステルの第二版のみが含む 小見出し: 'Gaude virgo mater pura, &c.'</p>

⇒上の変更に伴い、各巻に含まれる七つの「喜び」の祈り 'Gaude' または「聖マリアへの七つの賞賛 (の祈り)」 ('Seven Prayers of the Blessed Virgin') を全て削除

—終課 (Compline) に続く、所謂‘occasional prayers’中 (sigs h3v-h4v)
—全てラテン語 (ただし‘Of the. vii. spyrytuall ioyes of oure lady’の英語の小題)

¶ Of the. vii. spyrytuall ioyes of oure lady (囲みによる強調は執筆者による)

Gaude flore virginali / honoreque speciali / transcendens splendiferum. Angelorum principatum: et sanctorum decoratum dignitate numerum.

Gaude sponsa chara dei: nam vt clara lux diei solis datur lumine. Sic tu facis orbem vere tue pacis respendere lucis plenitudine.

Gaude splendens vas virtutum / cuius parens est ad nutum: tota celi curia. Te benignam et felicem / iesu dignam genetricem venerans in gloria.

Gaude nexu voluntatis / et amplexu dignitatis / iuncta sic altissimo: Ut ad votum consequaris / quicquid virgo postularis a Jesu dulcissimo.

Gaude mater miserorum / que pater seculorum dabit te coletibus. Congruentem hic mercedem / et felicem poli sedem regnis in celestibus.

Gaude virgo mater christi / tu que sola meruisti o virgo piissima. Esse tante dignitatis / vt sis sancte trinitatis sessione proxima.

Gaude virgo mater pura / certa manens et segura quod hec septem gaudia. Non cessabunt nec decrescent / sed durabunt et florescent per eterna secula.

[この後に交唱 (Antiphon) が続く]

注

- * 本稿は、日本学術振興会特別研究員 (DC2) の奨励補助を受けた研究の一環として執筆した。御助言・示唆を頂いた慶應義塾大学松田隆美教授と、『フェイビアン年代記』を含む、御手持ちの貴重な資料の閲覧を御快諾下さった同大学高宮利行教授に、心より感謝申し上げます。
- 1 ヘンリー八世以降の宗教改革に関連する法令や政策の流れは、Robert Whiting, *Local Responses to the English Reformation* (Basingstoke: Macmillan; New York: St. Martin's Press, 1998)の序論(Introduction, pp. 1-7)が簡便にまとめている。
 - 2 Eamon Duffy, *Marking the Hours: English People and Their Prayers 1240-1570* (New Haven: Yale University Press, 2006)に数多くの事例が紹介されている (特に pp. 147-70 を参照)。
 - 3 印刷業者ジョン・ラステル (John Rastell, c. 1475-1536) の息子であり、父の印刷業を引き継ぐとともに、法律家にもなった。モアの著作、義

- 兄弟の劇作家ジョン・ヘイウッドの作品、その他法律書を多く出版した。モアとの係りでルーヴァンに移住し、帰国したのはメアリ女王の即位の年の1553年であった。その他の伝記的情報は、J. H. Baker, 'William Rastell', in *DNB* <<http://www.oxforddnb.com/view/article/23151>> [accessed 1 September 2007]を参照のこと。
- 4 Peter Marshall, *Religious Identities in Henry VIII's England* (Aldershot: Ashgate, 2006)の特に第一章、第九章、第十一章等を参照されたい。
 - 5 Whiting, p. 1. 具体的には、A. G. Dickens and Dorothy Carr, eds., *The Reformation in England to the Accession of Elizabeth I* (London: Arnold, 1967)を参照のこと。
 - 6 Paul L. Hughes and James F. Larkin, eds., *Tudor Royal Proclamations*, 3 vols (New Haven: Yale University Press, 1964-69)の第一巻を参照のこと (pp. 193-97 及び pp. 197-98)。
 - 7 Alister E. McGrath, *Reformation Thought: An Introduction* (Oxford: Blackwell, 1988), p. 20.
 - 8 既出の Marshall (2006)、Christopher Haigh, ed., *The English Reformation Revised* (Cambridge: Cambridge University Press, 1987)および Eamon Duffy, *The Stripping of the Altars: Traditional Religion in England, c. 1400-c. 1580*, 2nd edn (New Haven: Yale University Press, 2005)を参照のこと。また、(上からの)改革が当初民間に歓迎されなかった状況を指摘した J. J. Scarisbrick, *The Reformation and the English People* (Oxford: Blackwell, 1984)も、重要な修正的議論である。
 - 9 Duffy (2005)は当時のカトリックの信仰を'traditional religion' ('伝統的な宗教 (または信仰)')と呼ぶことを推奨している。用語使用の難しさについては Lucy Wooding, *Rethinking Catholicism in Reformation England* (Oxford: Oxford University Press, 2000)等を参照(pp. 1-15)。
 - 10 Duffy (2006)の他、Kathleen Kamerick, *Popular Piety and Art in the Late Middle Ages: Image Worship and Idolatry in England 1350-1500* (New York: Palgrave, 2002)中の図版にも例が見られる (pp. 169-80 の 'Images and Indulgences' セクションを参照のこと)。
 - 11 その攻防の様子は、Marshall (2006)の第三章、また同氏の *Beliefs and the Dead in Reformation England* (Oxford: Oxford University Press, 2002)に詳述されている。
 - 12 E.g. Douce BB 141, Bodleian Library, University of Oxford, fol. 44v.
 - 13 E.g. British Library C 35. H.2, fol. 62v.
 - 14 *The Primer Set Furth by the Kinges Maiestie & His Clergie* (London: Grafton, 1545) [STC 16044].

- 15 Charity Scott-Stokes, ed. and trans., *Women's Books of Hours in Medieval England: Selected Texts Translated from Latin, Anglo-Norman French and Middle English with Introduction and Interpretive Essay* (Cambridge: D. S. Brewer, 2006), p. 6.
- 16 これらの校訂版が *The New Chronicles of England and France', in Two Parts; by Robert Fabyan, ed. by Henry Ellis* (London, 1811)である。本稿中の引用とページ番号は基本的にこの版に拠る。
- 17 Ellis, pp. xviii-xxi.
- 18 Ellis, p. xx.
- 19 Ellis, pp. iii-xiii. フェイビアン³の伝記的情報はこの Ellis 他、次の記事が参考となる。
Mary-Rose McLaren, 'Robert Fabyan', in *DNB* <<http://www.oxforddnb.com/view/article/9054>> [accessed 1 September 2007].
- 20 『万国史』等の中世の典型的な年代記の枠組みの解体の様子は、例えば D. R. Woolf, *Reading History in Early Modern England* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000)を参照のこと。
- 21 Ellis はこれを 'a copy of verses' と呼んだが⁴(p. xvi)、実際にフェイビアンが何を参照したかは定かではない。J. B. L. Tolhurst, *Introduction to the English Monastic Breviaries* (Woodbridge: Boydell, 1993) [First published as vol. 6 of *The Monastic Breviary of Hyde Abbey, Winchester*, 80 vols (Henry Bradshaw Society, 1942)]にも挙がる、St Anselm のラテン語の聖歌 'Gaude flore uirginali' (the Joys of Our Lady)が典拠のように見える (p. 133)。「聖マリアの喜び」の関連では、Scott-Stokes 編の祈祷文集に見るように、他にも五や十五といった様々な数の一連の祈りが多数存在する。
- 22 McLaren.
- 23 Ellis, p. 19.
- 24 McLaren.
- 25 Scott-Stokes は、自国語で書かれた例が比較的よく見られるのに 'verse or prose salutations to Mary' のタイプの祈祷文を挙げている (pp. 12-13)。
- 26 Richard Rex, *Henry VIII and the English Reformation*, 2nd edn (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2006), p. 90. このような一般的傾向は、Scott-Stokes もまた認めているところである (pp. 21-22)。
- 27 Helen C. White, *The Tudor Books of Private Devotion* (Wisconsin: University of Wisconsin Press, 1951; repr. Westport: Greenwood Press, 1979), pp. 70-71. 引用中の 'an English primer by George Joye' について、Rex は 'perhaps the only English Primer to appear before 1534' と述べている (p. 102)。

- 28 1538年には、自由に利用できる英訳聖書の備え付けを全教区教会に命ずる規定が出された。
- 29 Cf. Alexandra Barratt, 'Anne Bulkeley and Her Book in Early Tudor England', *Journal of the Early Book Society for the Study of Manuscripts and Printing History*, 10 (2007), 4-7.
- 30 Hughes and Larkin, I, p. 181. ただし 1530年にはピンソンが没したため、他の業者 (Thomas Berthelet) が任を継いだ。
- 31 *Thys Prymer of Salisbury Vse* (London: W. Rastell, 1532) [STC 15976].
- 32 White, p. 83. 上記の注 27 も参照のこと。
- 33 McLaren.
- 34 Cf. Ellis, pp. 715-16.
- 35 Ellis, p. xxi.
- 36 ジョン・ベイルの他、読者の反応として、(McLaren 記事中にも引かれた) ジョン・ストウ (John Stow, c. 1525-1605) による高い評価が注目される。また、シェイクスピアと同時代、無神論者とも言われるクリストファー・マーロー (Christopher Marlowe, 1564-93) が劇作の際に参照した可能性も指摘されている。Vivien Thomas and William Tyde-man, eds., *Christopher Marlowe: The Plays and Their Sources* (London: Routledge, 1994)を参照のこと(p. 341)。
- 37 Alexandra Walsham, *Providence in Early Modern England* (Oxford: Oxford University Press, 1999)や James A. Knapp, *Illustrating the Past in Early Modern England* (Aldershot: Ashgate, 2003)は、プロテスタントに固有の志向性と、(図像含む) 印刷テキストへの反映の問題に示唆的である。